

○山梨県食品衛生法施行条例

平成十二年三月二十九日
(最終改正：令和三年六月一日)
山梨県条例第十一号

(趣旨)

第一条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第二条 法第二十九条第一項に規定する県が設ける食品衛生検査施設（次項において「食品衛生検査施設」という。）の設備に係る食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。）第八条第一項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
 - 二 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具類を備えること。
- 2 食品衛生検査施設の職員の配置に係る政令第八条第一項に規定する条例で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

(営業施設の基準)

第三条 法第五十四条に規定する営業の施設に係る同条に規定する条例で定める基準は、政令第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第一、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二、法第十三条第一項の基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第一及び別表第二の基準に加え、別表第三のとおりとする。ただし、土地の状況、営業の形態その他特別の事情により、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これを緩和し、又は適用しないことができる。

(許可書の交付等)

第四条 知事は、法第五十五条第一項の許可をしたときは、許可書を交付するものとする。
2 前項の許可書の交付を受けた者は、営業所の見やすい場所に当該許可書又はその写しを掲示しておかなければならない。

(休止等の届出)

第五条 法第五十五条第一項の許可を受けた者及び法第五十七条第一項の規定による届出をした者は、営業を三十日以上休止しようとするとき、又は休止した営業を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(手数料)

第六条 別表第四の上欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ同表の中欄に定める名称の手数料として一件につき同表の下欄に定める額を納付しなければならない。
2 手数料は、申請と同時に納付しなければならない。
3 既に納付した手数料は、還付しない。
4 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成一五年条例第六五号）

第一条の規定は食品衛生法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、第二条から第四条までの規定は公布の日から施行する。

（施行の日＝平成一六年二月二七日）

附 則（平成一六年条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第四二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県食品衛生法施行条例別表第一第一号リ（2）本文に規定する知事が指定する講習会を受講した者は、この条例による改正後の山梨県食品衛生法施行条例別表第一第一号チ（2）本文に規定する知事が指定した講習会を受講した者とみなす。

附 則（平成二〇年条例第四六号）

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第一七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第三一号）

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年条例第一四号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和二年条例第二〇号）

（施行期日）

- 1 この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の山梨県食品衛生法施行条例（以下この項において「旧条例」という。）第三条、第六条、別表第一及び別表第二の規定は、この条例の施行の日から起算して一年間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第三条中「法第五十条第二項」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第一条の規定による改正前の食品衛生法第五十条第二項」と、同条第一号中「第六条及び別表第一」とあるのは「山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和二年山梨県条例第二十号）による改正前の山梨県食品衛生法施行条例（次号において「旧条例」という。）第六条及び別表第一」と、同条第二号中「別表第二」とあるのは「旧条例別表第二」とする。

附 則（令和三年条例第十三号）

（施行期日）

この条例は、令和三年六月一日から施行する。